

讀五經正義札記（六）

—國立編譯館主編『分段標點本十三經注疏』管見—

野間 文史

8 國立編譯館主編『分段標點本十三經注疏』管見

前稿札記（四）（五）では、『十三經注疏』整理委員会（李学勤主編）『標點本十三經注疏』の「簡体版」と「繁体版」を瞥見したが、ほぼ同時期に、台湾の新文豊出版公司より、「中華叢書」として「十三經注疏分段標點本」（國立編譯館主編）が公刊された。曾濟群氏の「序」によると、これは國立編譯館が國立師範大学の周何教授等十人（後に十人）の經学專家に要請して十三經工作小組を編成し、阮元刻本を底本にした六工作、

- (一) 十三經注疏分段標點
- (二) 十三經資料彙編
- (三) 十三經導讀
- (四) 十三經新注新訳
- (五) 十三經註林
- (六) 十三經分類研究

のうちの第一段階のものであるという。まことに壮大な計画であり、經学分野の研究にとっては朗報というべきものであろう。

そこで本札記（六）では前稿に続けて、この「十三經注疏分段標點本」について検討する。

なお李学勤主編本の名称中に「標點本」の名称を含んでいるため、前稿ではこれを「標點本」と呼称したのであるが、このたびの台湾本「十三經注疏分段標點本」にも、やはり「標點本」の名称が見える。そこで本札記では、前稿との関係上やはり李学勤本を「標點本」と呼び、このたびの台湾本を「分段本」と名付けて両本を区別することにしたい。また「標點」すなわち句読点等の符号を、これまた「標點本」との混同を避けるため、本札記では敢えて「校點」と言い換える。



先ず校點者について。「標點本」には明記されていなかったが、この「分段本」ではそれぞれの經書の校點者諸氏の分担が以下のよ

- 『周易正義』—邱燮友
- 『尚書正義』—許谿輝
- 『毛詩正義』『春秋公羊傳注疏』『春秋穀梁傳注疏』—周何
- 『周禮注疏』『儀禮注疏』—邱德修

『禮記正義』—田博元

『春秋左傳正義』—沈秋雄

『論語注疏』—張文彬

『孝經注疏』—陳弘治

『爾雅注疏』—董俊彦

『孟子注疏』—林祜乾

校点事業は統一の方針のもとに実行されたものであろうが、いかんせん「十三經注疏」は膨大な分量であり、当然多人数の手になる作業である以上、やはりその出来栄えに精粗はさけられない。

たとえば五經正義の序はほぼ同じ形式の文章で締めくくられているが、「分段本」の校点は以下のように異なる。順次『周易』・『尚書』・『毛詩』・『禮記』・『左傳』の「正義序」の結末部分である。

大學博士臣馬嘉運，守大學助教臣趙乾
叶等對共參議，詳其可否。至十六年，
又奉 勅與前修疏人，及給事郎，守四
門博士、上騎都尉臣蘇德融等對勅，使
趙弘智覆更詳審，爲之正義，凡十有四
卷。庶望上裨聖道，下益將來，故序其
大略，附之卷首爾。

雄等對勅，使趙弘智覆更詳審，爲之正
義，凡二十卷。庶對揚於聖範，冀有益
於童稚，略陳其事，敘之云爾。

賈普曜等對

勅使趙弘智覆更詳正，凡爲四十卷。庶以
對揚聖範，垂訓幼蒙，故序其所見，載之
於卷首云爾。

門助教雲騎尉臣王士雄等對， 勅
使趙弘智覆更詳審，爲之正義，凡
成七十卷，庶能光贊大猷，垂法後
進，故敘其意義，列之云爾。

隨德素等對

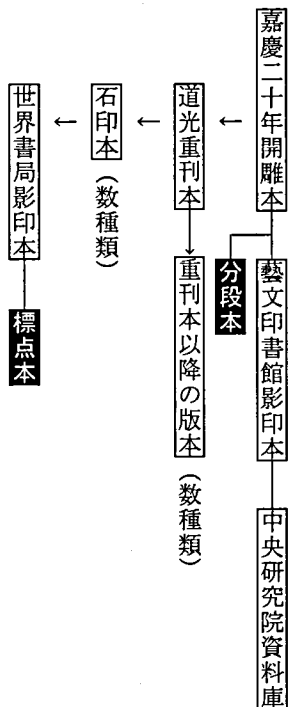
勅，使趙弘智覆更詳審，爲之正義。凡三
十六卷。冀貽諸學者，以裨萬一焉。
春秋正義序終。

右のうち、強いていえば三例目の『毛詩正義』序の校点が正しい。より正確には、「與々等、對勅使趙弘智、覆更詳審、」と句読すべきであろう。現に「標点本」では五『正義』序ともにこのように校点されているのである。

ちなみにこれまで句読を施した「十三經注疏本」としては乾隆四年刊の殿版が有るが、意外なことに「標点本」「分段本」いずれも、これを参照していないように思われる。

◇

「分段本」の底本について。これはいうまでもなく阮元刻「嘉慶本」である。阮刻本、そしてこれに由来する諸版本の問題点については、本札記（四）第一節でも言及したが、この「分段本」の底本は原刻「嘉慶二十年開雕本」である。今一度諸版本を整理してみよう。



原刻「嘉慶本」の誤刻については、前稿で『春秋左傳正義』全六十卷を例として挙げたが、「道光重刊本」以降の版本に基づいた「標

点本」に比べ、「分段本」には原刻本に存在する誤刻の訂正はほとんどなされていない。趙麗雲氏の「序」に、「原本の内容をそこなわないという原則の下、新式標点符号と分段方式によつて整理した」と説明しているように、「分段本」の本文は原刻「嘉慶二十年開雕本」に限りなく近い。

◇

さて「分段本」の名称は、「嘉慶本」を底本とするものの、経文・伝文や疏文（さらに釈文・校勘記）を適宜分割し、また経文・伝文の中に割注の形で挿入されていた注文を、番号を付してひとまとめにしたことに由来するようである。かつての顧頡剛主編「校点本二十四史」の形式といった方が理解しやすいであろうか。経伝文が通読しやすくなったのが、この「分段本」の特徴である。したがって形式は「嘉慶本」を大幅に組み換えていることになる。

すなわち【經】【記】【傳】【注】【釋文】【疏】【校】という目によつてそれぞれの文章を区別しており、【經】文・【記】文・【傳】文はゴシック体、【釋文】の見出し字と【疏】文の「標起止」は丸ゴシック体で【注】文・【疏】文と区別されているものが多い。B5版、上下の二段組み21行、そして野線の施されているのが「標点本」と異なる。阮元校勘記の部分（【校】の形式は各疏で異なる）は傍注の形で区別した方が、本文と紛らわしくなくてよかつたのではないか、また野線は不要ではないかと筆者は思うが、いかがであるうか。

また標点符号の中に「――」や「~~~~」が有つて、人名と書名・篇名が表記されている。「標点本」と異なり、人名の表記が有るこ

とが「分段本」の「標点本」に勝る点である。ただし逆に、「標点本」には有る引書の引用部分の表記が無いのはどうしたことであろうか。

したがって固有名詞・引用文の表記に関していえば、「標点本」・「分段本」はともに「校点本二十四史」のレベルに達していない。

なお「凡例」において、「原文に譌誤が有って、しかも阮校未見のものは、正字を譌字の下に列して【】で表示した」とか、「疏文に錯簡が有って、しかも阮校未見のものは、その文字を正しい位置に移して、()を加えた」と説明しているものの、そのような部分は極めて少なく、ほぼ原刻「嘉慶本」のままであることは既述したが、その具体例については後述する。



前稿札記(四)では、先ず阮元校勘記以降の諸業績を紹介し、「標点本」がこれらを利用していないことにはささか苦言を呈したつもりである。すなわち例1(周易正義03-08b・簡体版97頁・繁体版二四頁)

・例2(論語注疏14-13a・簡体版198頁・繁体版三四頁)・例3(論語注疏18-06a・簡体版252頁・繁体版三六頁)は、いずれも阮元本に優る善本の例の紹介であった。そのうえで、孫詒讓『十三經注疏校記』を利用

するのみの「標点本」の不備を指摘したわけであるが、「嘉慶本」を底本とし、ほとんど阮校に基づくのみの「分段本」にも、当然のことながら、この苦言はそのまま該当する。例1(分段本二九頁上段)

・例2(分段本三三頁上段)・例3(分段本四四頁下段)。

ただ「標点本」には、阮校が言及する誤刻・脱文等について、校勘記に依拠して修正を施す場合が有った。そのような例として、札

記(五)では『周易正義』から例1(周易正義04-02b・03a・簡体版141頁・繁体版二五頁)を挙げたのであるが、この「分段本」では、基本的に「嘉慶本」のままに標点を施し、阮校を付記するのみである(分段本二六頁下段)。趙麗雲氏の「序」に、「原本の内容をそこなわないという原則の下、新式標点符号と分段方式によって整理した」という説明はすでに引用したが、誤ったテキストのままに句読を加えることには、やはり無理が有るのではなからうか。

したがって阮元が見るに及ばなかった善本を利用することもせず例2(論語注疏03-08b・繁体版三三頁・分段本63頁下段)、また阮元校勘記以降の諸業績を踏まえていないというのは、なんといっても「標点本」「分段本」の不備といわねばならない。



嘉慶本には誤刻が少なからず存在しており、このことに気づかないで句読を施すと、当然その句読に誤りが生じるとして、前稿では例6(春秋正義09-15a・簡体版171・172頁・繁体版二七頁下段)・例7(春秋正義22-11b・簡体版623頁・繁体版七三頁上段)・例8(春秋正義28-10b・簡体版782頁・繁体版八九頁上段)の三例を挙げた。

そして「分段本」もまた誤刻字のままに句読を施しているのである。もともと句読の誤りに関していえば、例6(分段本三三頁下段)・例7(分段本三三頁下段)の例は正しいが、例8(分段本三四頁上段)では「標点本」と同様、句読も誤っている。

ただし「分段本」には稀なことであるが、誤刻を指摘する場合も無いではない。前稿で挙げた例3がそれに該当する。

例Ⅲ 在武丁時則有若甘盤〔高宗即位甘盤佐之後有傳說〕

○傳高宗至傳說○正義曰孔命篇高宗云台小子舊學于甘盤既乃遯於荒野高宗未立之前已有甘盤免喪不言乃求傳說明其即位之初有甘盤佐之甘盤卒後有傳說……〔尚書正義 16-21a〕

『正義』冒頭の「孔」字は「說」字の誤りで、これを正して句説を施すと以下の通り。

○正義曰、說命篇、高宗云「台小子舊學于甘盤、既乃遯於荒野」。高宗未立之前、已有甘盤。免喪不言、乃求傳說。明其即位之初、有「甘盤佐之」。甘盤卒、「後有傳說」。

「分段本」〔空頁上段〕もまた誤刻を指摘して以下のように表記している。もつとも、孔安国伝を踏まえた疏文の句説は誤っているのであるが。

<p>（傳高宗至傳說）正義曰：孔〔說〕命篇高宗云：台小子舊學于甘盤，既乃遯於荒野。</p>
<p>高宗未立之前，已有甘盤，免喪不言，乃求傳說，明其即位之初，有甘盤佐之，甘盤卒後，有傳說，計傳說當有大功，此惟數六人，不言傳說者，周公意所不言，未知其</p>

◇ 「分段本」〔波線符号〕も「標点本」〔≡符号〕と同様、書名を表記している。そこで札記（四）「三書名の確定」で挙げた例9〔例11〕の「書傳」の例を、「分段本」ではどのように表記しているか調べてみよう。これまた前稿との重複をいとわず、本文を以下に掲げる。

例9 徧檢今之書傳、無堯即位之年。孔氏博考羣書作爲此傳、言「堯年十六以唐侯升爲天子」、必當有所案據。未知出何書。（尚書正義 02-25a）

例10 如史記之言、則孔子之前詩篇多矣。案書傳所引之詩、見在者多、亡逸者少、則孔子所錄、不容十分去九。馬遷言「古詩三千餘篇」、未可信也。（毛詩正義詩譜序 05b）

例11 唐叔得禾、異畝同穎。〔唐叔成王母弟。食邑內得異禾也。畝壘、穎穗也。禾各生一壘而合爲一穗。〕

正義曰、昭十五年左傳云「叔父唐叔成王之母弟」。指言「唐叔得禾」、知其所「食邑內得異禾」也。唐叔食邑、書傳無文。詩述后稷種禾於「實秀」之下、乃言「實穎」。毛傳云「穎垂」、言穗重而垂、是「穎」爲「穗」也。「禾各生一壘而合爲一穗」、言其異也。書傳云「成王之時有三苗貫桑葉而生、同爲一穗。其大盈車、長幾充箱。民得而上諸成王」。下傳云「拔而貢之」。若是盈車之穗、不可手拔而貢。孔不用書傳爲說也。（尚書正義 13-27）

ここに引用された「書傳」については、例9・例10と例11の最初の例を併せた三例がいずれも「文獻」「古典」を意味し、例11の後者の二例が『尚書大伝』を指していることは、前稿で説明した。ところがこれを「分段本」は以下のように表記しているのである。「書傳」への波線の付け方にも注意していただきたい。例9（分段本七四頁下段）・例10（分段本六頁上段）・例11（分段本五三頁上段）。

（傳否不至不堪）正義曰：否古今不字。
 忝、辱，釋言文。己身不德，恐辱帝位，自
 辭不堪。岳為群臣之首，自度既不堪意，以
 據，未知出何書？計十六為天子，其歲稱元

定之。如史記之言，則孔子之前詩篇多矣。
 案：書傳所引之詩，見在者多，亡逸者少，
 則孔子所錄不容十分去九。馬遷言古詩三千
 餘篇，未可信也。據今者及亡詩六篇，凡有

（傳唐叔至一德）正義曰：昭十五年左傳
 云：叔父唐叔，成王之母弟，指言唐叔得
 禾，知其所食邑內得異禾也。唐叔食邑，書
 傳無文，詩述后稷種禾於實秀之下，乃言實
 穎。毛傳云：穎垂，言穗重而垂，是穎為穗
 也。禾各生一壟，而合為一穗，言其異也。
 書傳云：成王之時，有三苗貫桑葉而生，同
 為一穗，其大盈車，長幾充箱，民得而上諸
 成王，下傳云：拔而貢之，若是盈車之穗，
 不可手拔而貢，孔不用書傳為說也。

したがって、正しい表記は例11の「書傳無文」と「孔不用書傳爲
 說也」のみということになるであろう。
 なお、前稿では「標点本」の「引用部分の確定」に関する問題点
 について検討したのであるが、「分段本」は既述の通り、意外なこ
 とに、そして極めて遺憾なことに、書名・人名の表記は有るもの、
 その引用部分を表示していない。これは校点本としては重大な欠陥
 であろう。引用部分の確定は、現存文獻の場合、その原典に当たれ
 ば解決できるが（それを怠っている場合も多かった）、佚書の場合、そ
 れが容易でないことについては、札記（一）2節で言及した。
 もつとも「分断本」も稀にはあるが、引用部分を表記すること

が有る（その規準はよくわからない）。

下繫云：「上古結繩而治，後世聖人易之
以書契，蓋取諸夬」。既象夬卦而造書
契，伏犧有書契，則有夬卦矣。故孔安國
書序云：「古者，伏犧氏之王天下也，始
畫八卦，造書契，以代結繩之政。」又
曰：「伏犧、神農、黃帝之書，謂之三墳
是也。又八卦小成，爻象未備，重三成
六，能事畢矣。」若言重卦起自神農，其
爲功也，豈比繫辭而已哉。何因？易緯等
數，所歷三聖，但云：「伏犧、文王、孔
子，竟不及神農，明神農但有，蓋取諸
益，不重卦矣。」故今依王輔嗣以伏犧既
畫八卦，即自重爲六十四卦，爲得其實。
其重卦之意，備在說卦，此不具敘。伏犧
之時，道尚質素，畫卦重爻，足以垂法，
後代澆訛，德不如古，爻象不足以爲教，
故作繫辭以明之。

上に一例として、『周易正義』序の八論のうちの「第二論重卦之人」の末尾の文章（分段本一一頁上・下段）を挙げた。

ただし、ここには引用符号に間違いが有る。ひとつは「孔安國書序」（三行目）の引用の後の「又曰」は「謂之三墳」（六行目）までであること、ふたつめ、「但云」（二〇行目）以下は引用文ではないこと、の二点である。後者の部分、上文から訓読すれば、「何に因りて易緯等は歴する所の三聖を数ふるに、但だ伏犧・文王・孔子を云ふのみにて、竟に神農に及ばざる」となるであろうか。したがって句読にも誤りが見られる。ちなみに「校点本」は誤っていない。

ついでにいえば、二カ所に見える「繫辭」（九行目・最終行）は十翼「繫辭傳」ではなく、經文の卦辭・爻辭を指しており、「辭を繫く」の意味。波線符号は、あるいは誤解を招くかもしれない（これは「校点本」も同様）。参考までに筆者の校点文を以下に。

・下繫云「上古結繩而治。後世聖人易之以書契、蓋取諸夬」。既象夬卦而造書契、伏犧有書契、則有夬卦矣。故孔安國書序云「古者伏犧氏之王天下也、始畫八卦、造書契以代結繩之政」。又曰「伏犧・神農・黃帝之書、謂之三墳」是也。又八卦小成、爻象未備、重三成六、能事畢矣。若言重卦起自神農、其爲功也、豈比繫辭而已哉。何因易緯等、數所歷三聖、但云伏犧・文王・孔子、竟不及神農。明神農但有「蓋取諸益」、不重卦矣。故今依王輔嗣、以伏犧既畫八卦、即自重爲六十四卦、爲得其實。其重卦之意、備在說卦、此不具敘。伏犧之時、道尚質素、畫卦重爻、足以垂法。後代澆訛、德不如古、爻象不足以爲教、故作繫辭以明之。（易序序）

校点本の価値は、やはりなんととっても句読の正確さにかかっている。しかしその完璧の期しがたいことは、「疏」文読解に悪戦苦闘した経験を持つ者なら誰しも容易に想像がつくであろう。そして前稿で指摘したように、残念ながら「標点本」にも句読の誤りが少なからず見出されたのであるが、さてこの「分段本」はいかがであるだろうか。

当然のことながら短期間のうちに全文を検討することは不可能なので、いまサンプルとして、『春秋左傳正義』卷二の中から筆者が句読の誤りと判断したものを紹介しよう。(ただし以下に引用する「分段本」の文章の表記中、波線・傍線は省略している。傍点は筆者。)

例① 五經題篇皆出注者之意，人各有心，故題無常準。此本經傳別行，則經傳各自有題，注者以意裁定其本，難可復知，(分段本墨頁上段)

この例は「其本」の上で句読を切るのが正しい(殿版参照)。実はこの部分、「標点本」(繁体版墨頁上段)も同様に誤っているのである。以下は筆者の校定文である(後も同様)。

・五經題篇、皆出注者之意、人各有心、故題無常準。此本經傳別行、則經傳各自有題、注者以意裁定、其本難可復知。(02-01-a-06)

例② 大觀群典，謂公羊，穀梁詭辯之言，又非先儒說，左氏未究丘明之意，橫以二傳亂之，乃錯綜微言，著春秋左氏經傳集解。(分段本墨頁上段)

この例は「左氏」の下で句読を切るのが正しい。「分段本」の句読に従うと、「左氏が丘明の意を究めていない」となって、全く意味をなさない。はたせるかな殿版も「標点本」(繁体版墨頁上段)も、以下の筆者の校定文と同様である。

・大觀羣典、謂公羊穀梁詭辯之言。又非先儒說左氏、未究丘明之意、橫以二傳亂之、乃錯綜微言、著春秋左氏經傳集解。(02-01-b-07)

例③ 經傳之說諸侯，唯有繼室之文，皆無重要之禮，故知元妃死則次妃攝治內事。(分段本墨頁上段)

句読の切り方には人によって多少の揺れが有るから、この例は必ずしも誤りとはいえないかもしれないが、「諸侯」は下の「唯有繼室之文」に続けるべきであろう。(殿版参照)。ただし「標点本」(繁体版墨頁下段)も「分段本」に同じく誤る。

・經傳之說、諸侯唯有「繼室」之文、皆無重要之禮、故知「元妃死、則次妃攝治內事」。(02-03-b-05)

例④ 以其手之文理自然成字，有若天之所命，使爲魯夫人。然故嫁之於魯也。(分段本墨頁下段)

この例は「以く、故く」という構文の中にさらに「若く然」という構文が有る文章構成であり、句読は以下の筆者の校定文の通りでなければならぬ。そして例②と同様殿版も「標点本」(繁体版墨頁

上段）も正しい句読が施されている。

・以其手之文理自然成字、有若天之所命使爲魯夫人然、故嫁之於魯也。（02-04a-06）

例⑤ 桓已成人、而弑隱即位、乃娶於齊、自應有長庶、長庶故氏曰孟、
（分段本五頁上段）

この例は、殿版でも誤って「桓已成人而。弑隱即位。乃娶於齊。自應有長庶。長庶故氏曰孟」と句読するが、以下の校定文が正しい。これについて「標点本」は筆者の校定文とほぼ同様である。

・桓已成人而弑隱、即位乃娶於齊、自應有長庶、長庶故氏曰孟、
（02-04b-05）

例⑥ 魯事傳釋不書、他皆倣此、（分段本五頁下段）

この例では冒頭に「諸」字の脱字が有る。この文章は杜預注の「諸魯事傳釋不書、他皆倣此」（02-15a-10）の引用である。印刷の過程で脱したのであろうか。

例⑦ 虢叔恃勢、鄆仲恃險、自有驕侈怠慢之心。（分段本三頁下段）

この例には誤字が有る。「自」字は「皆」字の誤り、すなわちこれは「分段本」の誤植の例。

例⑧ 釋例曰：魯君薨葬多不順制、唯成公薨于路寢、五月而葬、國家安靜、世適承嗣、故傳見莊之緩舉、成書順以包之。（分段本三頁下段）

これも「分段本」だけが誤った句読を施した例である。殿本・「標点本」（繁体版六六頁下段）ともに誤らない。

・釋例曰「魯君薨葬、多不順制。唯成公薨于路寢、五月而葬。國家安靜、世適承嗣、故傳見莊之緩、舉成書順以包之。」（02-22a-08）

例⑨ 儀禮士三虞、則天子諸侯皆同、於此必知然者、（分段本八頁下段）

この例は例⑤と同様、殿本と「分段本」が句読を誤り、「標点本」（繁体版六八頁上段）が正しい例である。「必知然者」というのは「正義」中に頻出する表現。

・儀禮「士三虞」、則天子諸侯皆同於此。必知然者、（02-23b-07）

以上、『春秋左傳正義』卷二の中から、明らかに誤った句読と思われる例を九例挙げた。一斑を見て全豹を知るのは困難なことであるが、「分段本」の句読の正確さについては、ある程度推測できるのではあるまいか。本稿表題の通りの管見による極めて概括的な印象ではあるが、こと句読に関していえば、「標点本」が「分段本」にやや勝っているようである。国学の伝統が途絶えることの無かったであろう「分段本」に期待したのであるが、いささか残念な結果であった。

中国と台湾とで同時に「十三経注疏」の校点本が出版されたことは、伝統的な経学分野のみならず、中国学世界の一大慶事である。

『春秋正義』の国訳を意図し、『春秋正義』の校定本を作成中の筆者にとつては、まことに心躍るがごとき事件であった。しかしながら、本札記で検討した結果をもとにしての率直な感想を申し述べるとするなら、このたびの校点本の出来栄は、「標点本」「分段本」とともに、かつての「校点本二十四史」の水準には達していない、と評価せざるを得ない。「疏」文の校定・読解はやはり容易ではないようである。

そして「標点本」「分段本」の両校点本を比較した結果、校定文の正確さの点、また句読の正確さの点、「標点本」が「釈文」を傍注の形にして本文と区別したこと（これは好みの問題に属するかもしれないが）、「分段本」が引書の引用部分を表記しないという欠陥を持つこと等、「分段本」の形式の利点にもかかわらず、筆者は「標点本」の方にやや分が有るように思う。「分段本」を前にして本札記（六）を執筆するにあたり、（四）（五）ほどには熱意が持てなかつたことを告白しておこう。

さて本札記（三）（四）（五）で指摘した不備の存在にもかかわらず、今後、この二つの校点本が「十三経注疏」の定本となることは充分に予想されるし、また定本となり得ると考える。しかしながら上述した少なからざる不備の存在のゆえに、これを利用するに際しては、我々はいま一度阮刻本に立ち返ったうえで、さらに先学の諸業績に敬意を払いつつ、あらためて自分の目で検討しなければな

らない。

（本稿は平成十四年度科学研究費基盤研究(C)(2)の成果の一部である。）